

平成30年度 第5回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成30年8月21日（火） 午後2時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名委員の指名について                   |
| 日程第2  | 承認事項   | 会議録の承認について（平成30年度第1回臨時会）         |
| 日程第3  | 承認事項   | 会議録の承認について（平成30年度第2回臨時会）         |
| 日程第4  | 報告     | 教育長報告                            |
| 日程第5  | 議案第23号 | 宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について |
| 日程第6  | 議案第24号 | 宮古島市学校給食パート調理員就労要綱の制定について        |
| 日程第7  | 議案第25号 | 暴風雨時における学校給食の停止等に関する要領の一部改正について  |
| 日程第8  | 議案第26号 | 宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について           |
| 日程第9  | 報告     | 平成30年度学校給食共同調理場運営委員会の報告について      |
| 日程第10 | その他    | 宮古島市佐良浜スポーツセンターについて              |
| 日程第11 | その他    | 平成30年度宮古島市立小・中学校運動会激励訪問割り当てについて  |
| 日程第12 | その他    |                                  |

議案第23号

宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年8月21日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市子どもの読書活動推進計画を策定するため、宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会を設置する必要があるので、本案を提案します。

## 別紙

### 宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき宮古島市子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するため、宮古島市子どもの読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (業務)

第2条 委員会は、子どもの読書活動に関する調査・研究を行い、推進計画を策定し、教育長へ提出する。

#### (組織)

第3条 委員は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 生涯学習部図書館長
- (2) 生涯学習部生涯学習振興課長
- (3) 生涯学習部中央公民館長
- (4) 教育部学校教育課長
- (5) 生活環境部健康増進課長
- (6) 福祉部児童家庭課長
- (7) 宮古島市小学校長会会長
- (8) 宮古島市中学校長会会長
- (9) 宮古島市立図書館協議会会長
- (10) 宮古島市立図書館協議会副会長

2 委員は、委員の根拠となった職を離れたときは、委員の職を失うものとし、新たに委員の根拠となる職に就いた者が委員となる。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、推進計画の策定が終了する日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長に図書館長、副委員長には生涯学習振興課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外に出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、宮古島市立図書館に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第24号

宮古島市学校給食パート調理員就労要綱の一制定について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年8月21日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立学校給食パート調理員を雇用するためには、就労要綱を定める必要があるので、本案を提出します。

## 別紙

### 宮古島市学校給食パート調理員就労要綱

#### (趣旨)

第1条 この訓令は、学校給食パートタイマー調理員（以下「パート調理員」という。）の勤務条件、業務内容等について、宮古島市臨時職員に関する規則（平成17年宮古島市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (資格)

第2条 宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次条に規定する業務内容を十分遂行できる者であって、次の各号のいずれかに該当するものをパート調理員として採用する。

- (1) 調理師免許を有する者
- (2) 調理業務経験者
- (3) その他（前2号以外の者で教育委員会が特に必要と認めた者）

#### (業務)

第3条 パート調理員は、学校給食共同調理場長（以下「場長」という。）の指示に従い、次の業務に従事する。

- (1) 学校給食の調理に関すること。
- (2) 食器、食缶等の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (3) その他場長の定めた業務に関すること。

#### (勤務日)

第4条 パート調理員の勤務日は、月曜日から金曜日までの日で、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年宮古島市条例第38号）第10条に定める休日以外の日とする。

#### (勤務時間)

第5条 パート調理員の勤務時間は、1日5時間、週所定労働時間を25時間以内とする。

2 勤務時間は、午前8時00分から午後4時00分までの間において、場長との調整により設定する。

(休暇)

第6条 パート調理員の有給休暇は、年次有給休暇、病気休暇とし、1日を5時間とする。

2 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として受けることができる。

(補則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、パート調理員に関するその他必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第25号

暴風雨時における学校給食の停止等に関する要領の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年8月21日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

暴風雨時における学校給食を適正に運営するためには、要領を改正する必要があるので、本案を提出します。



別紙

暴風雨時における学校給食の停止等に関する要領の一部を改正する訓令

暴風雨時における学校給食の停止等に関する要領（平成24年宮古島市教育委員会訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「午前9時以降」を「午前7時以降」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第26号

宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成30年8月21日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市スポーツ推進審議会委員の任期が平成30年7月31日で満了となり、宮古島市スポーツ推進審議会条例第2条の規定により、新たに委嘱する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市スポーツ推進審議会委員（案）

任期：平成30年8月1日～平成32年7月31日

	氏名	住所	備考
新	平良智枝子	██████████	沖縄県立宮古高等学校校長 宮古地区高体連会長
再	砂川恵助	██████████	宮古島商工会議所専務理事 宮古島市体育協会副会長
再	伊志嶺吉作	██████████	スポーツ推進計画策定委員
再	洲鎌菜保子	██████████	下地総合スポーツクラブ 理事長
再	倉橋豊	██████████	倉橋整形外科クリニック院長 日本体育協会公認スポーツドクター